

公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会 定款施行細則

細則 1 会員

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会(以下「本会」という)定款第 3 章に基づき会員の種類並びに入会及び退会等について必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類及び資格)

第 2 条 本会の会員は、定款第 6 条に規定してあるとおり構成する。

2 定款第 6 条 2 号における、本会に功労があった者とは、役員を 3 期以上勤めたものとする。

(会員の資格の取得)

第 3 条 定款第 7 条の規定に基づく会員の入会申込書の様式は理事会が定める。

(入会の成立)

第 4 条 入会申込み者へ本会から会員証を送付した時点で、本会の会員として入会が成立したものとする。ただし、申込みの際に虚偽の届出をした場合は、入会は無効とする。

2 会員証を紛失等した場合は、速やかに本会に届出ならびに所定の手数料を支払うこと。手数料支払を確認後、会員証を再発行することとする。

(登録内容の変更)

第 5 条 会員は、登録内容(所属施設及び所在地)に変更が生じた場合は、速やかに会長に変更届けを提出しなければならない。

(退会)

第 6 条 会員は、本会を退会する場合、退会届に記入し、会長に提出すれば任意にいつでも退会することができる。

2 本会は、退会届を受領した後、理事会にこの旨報告するものとする。

(秘密保持)

第 7 条 本会は、会員に関する情報を他に開示、漏洩しない。特に、会員情報のうち、個人情報については、厳格に管理する。

(禁止事項)

第 8 条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- 1) 会員の権利を第 3 者に譲渡・貸与する行為
- 2) 他者の権利、プライバシー等を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- 3) 他者を差別、誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を毀損する行為
- 4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- 5) 本会に損害を与える行為、またはその恐れのある行為

(会員としての期間)

第9条 会員としての期間は、会員から退会届の提出があったときまたは定款第11条及び第12条に定める場合を除き、以後毎年所定の会費を支払うことにより継続するものとする。

(その他)

第10条 本会の正会員は原則として日本病院薬剤師会の会員となる。なお、日本病院薬剤師会の会員名簿の登録、更新等については日本病院薬剤師会の定めによる。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は総会の決定による。

細則 2 会費

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会定款第9条に基づき、当会の会員の入会金及び会費の納入について必要な事項を定める。

(会費)

第2条 正会員の年会費は、7,000円とする。

2 日本病院薬剤師会会費は日本病院薬剤師会の定める金額とし、当会と合わせた金額を納入出来る。

第3条 賛助会員の年会費は、個人10,000円、団体40,000円(メーカー)、30,000円(卸)、40,000円(大学)とする。

第4条 名誉会員は会費を納めることを要しない。

第5条 年会費は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6条 正会員および賛助会員(個人)として入会を希望する者は、入会金として1,000円を納入しなければならない。

2 いずれかの都道府県病院薬剤師会に入会していた者であって引き続き当会への再入会を希望する者は、入会金は必要としない。

(会費の用途)

第7条 第2条、第3条および第7条の会費および入会金は、その3分の1以上を毎事業年度における公益目的事業に使用し、残余はその他の事業および管理費用のために充当するものとする。

(会費の納入時期)

第8条 会費の納入は、年1回とし、毎年7月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

第9条 入会金および年会費は、いかなる事情においても返金しない。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は総会の決定による。

細則 3 総会議事運営

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会定款第 4 章に基づき、総会の議事運営について必要な事項を定める。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第 2 条 後任者の選定は総会において出席した正会員より総会の決議を経て選出する。

(発言の機会)

第 3 条 正会員は、総会において議決権を行使するにあたり、意見を述べまたは質問することが出来る。

(総会への出席発言)

第 4 条 役員は、総会に出席して、正会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(議事録)

第 5 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 1) 開催された日時及び場所
 - 2) 議事の経過の要領及びその結果
 - 3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 11 条第 3 項第 3 号に定める意見又は発言があったときは、その意見又は発言の内容の概要
 - 4) 出席した理事、監事の氏名又は名称
 - 5) 議長の氏名
 - 6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - 7) その他法令に定める事項
2. 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印する。

(改廃)

第 6 条 この細則の改廃は総会の決定による。

細則 4 役員報酬

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会定款第32条に基づき役員報酬について必要な事項を定める。

第2条 理事は無報酬とする。

第3条 監事は、当面の所無報酬とする。

(改廃)

第4条 この細則の改廃は総会の決定による。